

日南市小規模事業契約希望者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者の受注機会の拡大を図るため、市が発注する小規模事業の契約に係る登録資格その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において小規模事業とは、市が発注する修繕や物品の購入等のうち、内容が軽易で履行が確保できると認められるもので、1件の予定金額が30万円以下のものをいう。

(登録資格)

第3条 小規模事業の契約を希望する者に必要な登録資格は、市内に主たる事業所又は住所を有する者とし、建設業に係る許可の有無、経営組織の形態及び従業員数は、問わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、登録資格を有しない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ていないもの
- (2) 登録希望の業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員との関係がある者
- (4) 市税を滞納している者

2 前項の規定にかかわらず、日南市財務規則（平成21年規則第50号。以下「財務規則」という。）第124条に基づく競争入札参加資格審査申請書の受付が受理されている者（以下「有資格者」という。）は、登録資格を有するものとし、登録は要しない。

(登録の申請)

第4条 登録を申請する者は、小規模事業契約希望者登録申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 登録希望の業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) 市税の納税（完納）証明書
- (3) 誓約書（別記様式第2号）
- (4) 申請者が法人の場合は法務局に登録した印鑑証明書、個人の場合は代表者の印鑑証明書（印影が鮮明で等倍のものであれば写し可）
- (5) 使用印鑑届（別記様式第3号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 登録の申請は、2年に1回定期に行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(登録審査及び名簿登録)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、申請内容を確認のうえ、登録資格を有すると認めた者（以下「登録者」という。）の氏名又は名称及び代表者氏名等を小規模事業契約希望者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 前項に規定する登録の有効期間は、2年間とする。ただし、定期登録の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間満了日までの有効期間とする。

3 名簿は、一般に公開するものとする。

(変更等の届出)

第6条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小規模事業契約希望者登録（変更・取下げ）届出書（別記様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 営業を休止し、又は廃止したとき。

(2) 営業に必要な資格又は免許等の取消しを受けたとき、又はその営業の停止を命ぜられたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第4条に規定する申請書等の記載事項に変更を生じたとき。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 市内に主たる事業所又は住所を有しなくなったとき。

(2) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ないものに該当することとなったとき。

(3) 営業を廃止したとき。

(4) 営業に必要な資格又は免許等の取消しを受けたとき。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員との関係があることが判明したとき。

(契約者の選定)

第8条 小規模事業の契約に係る事業者は、日南市行政組織規則（平成21年規則第5号）第3条第2項に規定する課の長が、原則として登録者の中から選定するものとする。ただし、有資格者として名簿に登録されている者の中から選定することを妨げない。

(契約保証金)

第9条 登録者との契約締結に際しては、財務規則第132条第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することができる。

(前金払等の不適用)

第10条 小規模事業の契約においては、前金払及び部分払はできないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公表の日から施行する。

(準備行為)

- 2 日南市小規模修繕契約希望者の登録等に関する要綱の施行に関し必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。